

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- ・22時以降の酒類提供

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

喫茶飲食業として次の取組を行います

9 適切なスペースの確保等

- ・店舗入口に、発熱や咳など異常が認められる場合は、店内飲食を断る旨を掲示する。
- ・店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示する
- ・座席の間にパーテーションを設ける、または座席間隔を十分空ける。
- ・対面式ではなく、横並びにお客を座らせて飛沫拡散を防止する。
- ・レジはビニールカーテン等で遮断し、社会的距離をとって並ばせる。

10 料理の提供方法の工夫

- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛、またはトングや箸による共通使用の禁止。
- ・ビュッフェ方式を行っている場合は、極力行わない。仮に行う場合は、利用者の飛沫がかかるないように食品を保護する。

11 その他

- ・お客様が入れ替わる都度、テーブル等の消毒を行う。
- ・出勤前の検温など従業員の安全衛生管理を徹底する。
- ・これらのはか、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会における
「外食業の事業継続のためのガイドライン」を踏まえた対応を行います。

宣言日：令和2年 6月10日

名 称：埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合秩父支部

